

貨幣における信用とその構造

林 康史*

【要旨】

信用貨幣は信用があることで通用するといわれるが、通常、信用貨幣に分類されることのない物品貨幣／商品貨幣であっても、何らかの信用があるから受け取り手が存在するのであって、信用をもたない貨幣が通用するのは希である。

貨幣における「信用」は、本質的には貨幣の発行者や貨幣流通のシステムの保持者（維持者）に対する貨幣利用者の信頼を意味しない。利用者が貨幣を受け取るのは、自分から貨幣を受け取ってくれる、次なる受け取り手がいると考えるからである。

* 立正大学経済学部教授

** 研究・執筆に際して多くの方々に御教授を賜った。特に畠山久志（立正大学非常勤講師）、陸川富盛（立正大学非常勤講師）、歌代哲也（環太平洋大学講師）、松野利彦（元・立正大学非常勤講師、日興リサーチセンター）、田倉達彦（元・立正大学非常勤講師）、木下直俊（東海大学非常勤講師、国際金融情報センター主任研究員）、Michael Frederik Kubo（立正大学講師）、また、山崎元（経済評論家）の先生方には貴重なコメントをいただいた。記して感謝したい。

本論文は2022年8月から外国為替貿易研究会の機関誌『国際金融』に掲載している「貨幣探訪」および2021年から3年間にわたって中央経済社の『企業会計』に掲載した「貨幣を歩く」の内容に、その後の私の調査研究や多くの方々との議論を踏まえて執筆しており、一部重複していることをお断りしておく。

なお、本論文は、2024年度立正大学経済研究所から研究費助成を受けた研究「新しい通貨制度の在り方」の成果であることを付記しておく。

貨幣における「信用」醸成の構造は2つのステップから成る。第一ステップは「貨幣そのもの」に対する信用であり、第二ステップは「次に貨幣を受け取る人がいる社会システム」への信用である。第一ステップでは、人は「貨幣の信用」をチェックし、問題ないと判断すれば第二ステップへ進む。第二ステップではシステムを信用するようになっているが、このとき人はすでに貨幣そのものへの信用に関心はない。私たちは、貨幣に関しても、ケインズのいう美人投票のアナロジーのように、本源的価値を考えて行動するのではなく、他者の将来の行動を予測して自らの行動を決定する。強制通用力のみで貨幣の受け渡しが行われることはない。

「信用」委縮の過程は上記と逆のコースと考えられるが、それは秩序だって起こるとは限らない。規模とスピード、また、いつ起こるかは不明で、2つのステップ内のどこにおいても、些細なきっかけでも起こる。

【キーワード】 貨幣の機能／役割、物品貨幣、商品貨幣、信用貨幣、信用の構造（醸成、委縮）、美人投票のアナロジー、強制通用力

Credit in Money and its Structure with Respect to Money Use

Yasushi Hayashi

[abstract]

Faith-based money circulates primarily on credit. Even when dealing with commodity money, it is rare for it to be accepted without some underlying credibility. In the context of money, “credit” or “belief” does not imply that users of money have confidence in the issuer or in the maintenance of a given monetary system. Rather, participants accept money because they believe other people will accept it. Money is never accepted solely because of its legal tender status. We trust the system where money is circulated as a mechanism, not as a deceptive trick. Just as we do not act based on stocks’ intrinsic value, but rather by predicting others’ future actions, we behave similarly with money. This is akin to Keynes’ beauty contest analogy, where participants make decisions based on their expectations of others’ choices. To be more specific, it is more like the card game of Old Maid, than a beauty contest. People are not particularly interested in a given card, but rather in other participants receiving a given card (for themselves). Participants in Keynes’ contest are active, while participants in a game of Old Maid are passive.

はじめに

近時、地域通貨、電子マネー、電子決算、暗号資産等々、通貨／貨幣をめぐる新たな社会現象が生じている。これら個別の現象は経済のグローバル化、統合化、また、その反動といった大きなうねりが起こるなかで、ICT化や新型コロナウイルスの猛威と相俟って、貨幣的な現象として社会経済に現れたもので、レスキャッシュ化、また、改めてのドル化、暗号資産の法定通貨化、法定通貨のデジタル化等々、新しい通貨／貨幣の在り方を考えねばならない時代となっている。新しい通貨／貨幣の現象は通貨／貨幣が情報とその伝達（Information and Communication）手段そのものであるから、必然的に生じたものである。しかしながら、それらをどのように社会に受け入れていくかという点で、技術（Technology）面での進歩と比較して、経済学や法学、社会学的な検討が追いついてはいない。通貨／貨幣についてもっと議論がなされるべきであるが、社会一般には通貨／貨幣は与件と認識されており、概念の再形成や定義の見直しが困難で、社会的認知の深化が進まないため、議論が十分でないまま社会が変化していくという事態になっている。上記のような現象への対応は、通貨／貨幣の基本に立ち返って考えることが必要である。貨幣とは何か、就中、信用貨幣とは何か、それらの再検討が喫緊の課題である。

通貨／貨幣の情報と伝達に関して中核部分をなす信用について考察することが本論文の目的である。

1. 貨幣および信用貨幣の特質

貨幣は、基本的には信用がなければ通用しない。いわゆる信用貨幣以外にも貨幣は存在するが、世間一般では、物品貨幣／商品貨幣などの信用貨幣以外の貨幣は信用で成り立っているとは考えられていない。まずは、貨幣における信用の射程を考えるため、貨幣の分類、また、機能／役割といったものについて論じる。

現在、法律では、「通貨＝貨幣（硬貨）＋銀行券（紙幣）」¹となっており、貨

幣は財務省が発行するコイン（硬貨）を指すが、一般には、硬貨と銀行券の両方を包括した概念を貨幣／お金と呼ぶ。本論文では、貨幣、紙幣、通貨の用語を厳密に使い分けることはせず、特に断りのない限り、貨幣は一般語としての貨幣／お金（硬貨と紙幣）を、硬貨は金属等のコインを、紙幣は紙製またそれに準じる素材で作られた金銭をいうものとする。本論文の目的からは、貨幣は多様性や特質の濃淡を認め、広くとらえて考察する必要がある、本論文でいう貨幣には民族貨幣²やその他のトークン（代用貨幣）等を含む。

1-1 貨幣の機能／役割

貨幣には、3～5つの「機能」があるといわれる。多くは交換・価値尺度・保蔵の3つであるが、研究者によって差異がある。経済学では、貨幣の機能についてはジェヴォンズの整理を基として論じられることが多い。

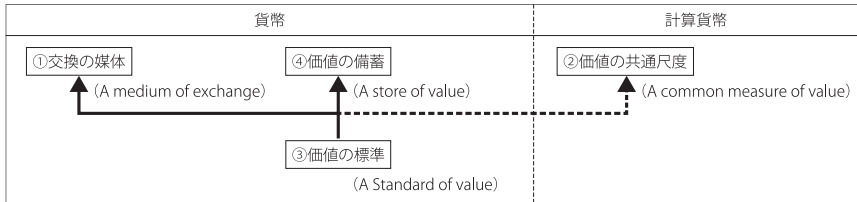
ジェヴォンズのいう4つの機能は、①交換の媒体、②価値の共通尺度、③価値の標準、④価値の備蓄であるが、この4つの関係は図のように考えることができる【図表1】。③は貨幣の機能というよりも、貨幣の基礎的な前提条件である。

ただし、それらは「機能」というよりも「役割」といったほうがふさわしいと考える。機能はモノが本来備えている（それ自体がもっている）働き・性能で、役割は割り当てられた（付与された）〈芝居の〉役柄や役目のことである。つまり、役割は社会的に期待されるものであり、期待が変われば変わる。例えば、エンジ

¹ 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 第2条第3項。通貨は法律上通用効力を有するものと理解されるが、内国に流通する外国の貨幣・紙幣にも適用される。貨幣に関する用語は、明治初期以降現在まで、刑法、民法、日本銀行法、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律、等々で統一されずに用いられている。なお、山崎覺次郎（後掲注8）は、百年前に、今後の立法においては、この弊を増やさないでほしいと述べている（山崎 [1936年] pp.1-5）が、改善されてはいない。こうした混乱が、決済、通用力といった概念の混乱に拍車をかけていると考える。

² 例えば、ヤップ島の石貨（ヤップ島ではライと呼ぶ）やパラオの珠貨^{ウドウド}などの民族固有の貨幣。通常の交換にも用いられるもの、また、儀礼等の特殊な目的でしか用いられないものもある。まったく交換に用いられないとすると、厳密には貨幣というより威信財ということになるが、ここでは議論しない。

図表1 ジェヴォンズの貨幣の4つの機能／役割の関係



③が①④②を支持
 ①は空間を超えた交換可能性を、④は時間を超えた交換可能性を示す
 図中の関係性は林による

ンの「機能」と「役割」でいえば、機能は馬力等の性能で、仕様書に記載されるような事項である（基本的には、そのモノやその構成要素と不可分である）。役割は例えば「ヒトやモノを運ぶ」とかの社会的意味づけである³。換言すれば、貨幣は役割を付与されることで成り立つ。最初から「ある」ものではなく、「なる」ものだと指摘しておきたい⁴。

貨幣はソフトローといわれ、言語との類似を指摘されることが多いが、そもそも意味をもたない文字という形象に人々が意味を付与したという点で、貨幣は言語よりむしろ文字（表意文字ばかりでなく、表音文字も同様である）に近い。文字は言葉を可視化できるようにしたものであり、貨幣という形象は、貨幣の意味をなさない素材に貨幣という意味を搭載したものである。

貨幣とはどういうものかを説明するのに、ハイエクは「形容詞」⁵、また、西部忠は「ものではなく、こと」と述べる⁶。

一般に貨幣の機能と呼ばれるものは、厳密には、貨幣の役割という表現が適切であろう。社会における貨幣の位置づけを理解するには、機能と理解するより、

³ 例えば、一般的にはエンジン等のように、当初、初歩的な機能があり、それに基づいて役割が与えられることで機能が変わるという関係がある。その意味で、例えばエンジンは機能と役割とが相互に影響しあっているともいえる。貨幣の場合は、具体的なモノというより概念であるから、初歩的な機能は特定されず、役割のウエイトが圧倒的となる。

⁴ 何かで「あった」ものが何かで「なった」というのは、将棋の成金をイメージするとわかりやすいかもしれない。それまでとは異なった別の何かになるのである。

役割を担っていると考えるほうがよい。また、機能はモノや素材から逃れられず、拘束されるから、素材の研究は貨幣をみる目を曇らせることにもなりかねない。硬貨か紙幣かにかかわらず、貨幣は素材ではなく、“役割”こそが検討されなければならない。

1-2 物品貨幣／商品貨幣

商品貨幣は物品貨幣と同様の意味で用いられるが、厳密には少し異なるものである。商品は他人に渡すこと（売却すること、あるいは、売却を念頭において自己使用をあまり想定していない）を前提にしたモノであり、物品はそうではない。

物品貨幣は、そのモノ自体に価値があると皆が信じており、物々交換される物品のなかの一部が物品貨幣に遷移したかのように説明されるが、それほど単純な進化ではないかもしれない。物品貨幣となるモノは物々交換の対象だったとは限らない。物々交換は基本的には使用価値（モノに対する信用）があるものどうしで行われるが、物品貨幣といえども使用価値があるとは限らない⁷。

商品貨幣は商品を貨幣としたものだ。その意味で、商品貨幣は、商品のなかの商品であるともいえる。

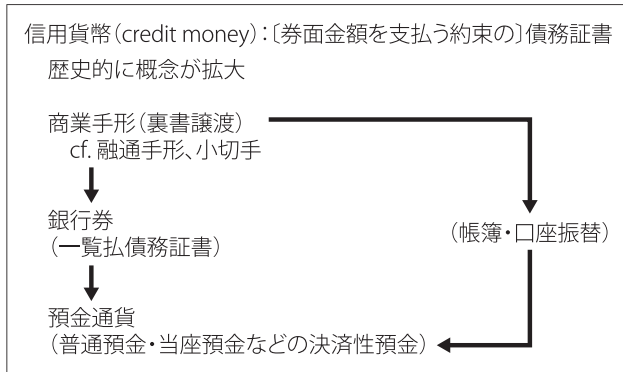
1-3 2つの信用貨幣

一般に、「信用貨幣」は①紙幣／銀行券（一覧払債務証書）と②銀行預金（普通預金・当座預金などの決済性預金）の2つをいう。これらは「券面金額を支払う約束」ということで通底しており、いずれも債務の支払がなされることを信じることで成り立っている。いわゆる紙幣は「素材価値」がないもので、中央銀行その他が発行するもの（銀行貨幣）をいうが、その他、手形（商業貨幣）なども含み、さまざまなバリエーションがある。一般的には、その発生順に「商業手形（裏書譲渡）→銀行券→預金通貨」と発展したと理解されている【図表2】。

⁵ ハイエク [2020年] pp.124-126（原著：1976年）。Friedrich August Hayek（1899年-1992年）

⁶ 西部 [2014年] pp.18-22, pp.148-151

図表 2 信用貨幣 (credit money)



信用貨幣の語を用いてはいないが、山崎覺次郎⁸は次のように述べている。信用貨幣の概念をどう考えるかの参考になるので、紹介しておきたい。

⁷ 例えば、タカラガイなどのようにそもそも使用価値がないため、時空が異なれば無価値のものもある。タカラガイは貨幣の役割を与えられて貨幣となる。その点でタカラガイは物品貨幣ではあるものの、形成過程はむしろ商品貨幣のようである。ヤップ島の石貨ももともと使用価値はなく、自然の状態では石貨たりえず、加工を施さねばならない(林 [2016] pp.352-356 参照)。タカラガイよりもさらに商品貨幣に近いといえよう。なお、タカラガイでは(石貨も同様であるが)希少性、美麗性以外に、貨幣における信用の前提条件は、継続的な流入であったりする(上田 [2016年])。石貨は、パラオ産の結晶石灰岩に、貨幣としての情報やその概念の一部を載せた石の“紙”幣とみなすこともできる。タカラガイと石貨(ある意味で一物一“貨”である)との違いは、石貨は個別に来歴等の情報が多く、タカラガイは情報量が少ない分だけ没個性的ということである。

「ゴッホの絵は希少性が高すぎて物品貨幣とはならない。万人が信用するわけではない(信用する人の数が限られ、流動性がない)からだ」との私見に、ゴッホの絵を見合いに小額に分割した貨幣を発行すれば流通するのではないかとの意見をいただいた。その小額貨幣はすでに物品貨幣ではないが、確かに「物品をバックに発行された貨幣は『何らかの信用』を包含しておれば貨幣として成立する」ことはありえる(兌換紙幣の信用と同様の構造である)。貨幣は何らかの信用を得ることで貨幣となる。

⁸ 1868-1945年。法学博士。日本金融学会初代会長。東京大学の法学部で学んだ経済学者であり、東京大学で経済学部の法学部からの独立を推進した。

『預金貨幣』又は『預金通貨』で、共に Deposit currency の譯語である。預金を貨幣の一種と看做すことに對しては、今日も否認論者が多いであらう。私なども之が肯定には久しく躊躇した。併しながら、貨幣の職能を盡すものが貨幣であると云ふ主張を採るに於ては、預金も貨幣と認めねばならぬことになる。而して肯定論者が増加するやうに思ふ。保守的な英國でも、倫敦五大銀行の一たるミッドランド銀行の頭取マッケンナー氏 (R.McKenna) が、『余の貨幣 (Money) と云ふのは…小切手で引出し得る銀行預金とを合せたもので…』と唱へたのは 1925 年である。又獨逸では、ヘルフェリッヒ (K.Helfferich) が、1924 年に於て獨逸中央銀行の造出する貨幣は銀行券並びに振替預金であると述べて居る。併しながら、預金を最も早く貨幣と看做したのは米國のダンバー教授 (C.F.Dunbar) と思ふ。即ち、同氏の Deposit as Currency と題する論文の現はれたのは 1887 年である。而してフィシャー教授の著書『貨幣の購買力』(1911 年)には『預金貨幣』と題する一章があり、その有名な交換方程式に現はれて居る M' は預金貨幣である。^(さき) 曩に引用した『貨幣論』に於て、ケンメラ教授は曰く、『合衆國に於ける商業の約九割は預金貨幣を以て行はれる』と。預金を貨幣として考へねば、我國に於ける貨幣現象も理解されず又説明が出来ないであらう」⁹

2. 貨幣と信用

貨幣は、強要することで通用 (流通) することもあるが、基本的には信用がなければ通用しない。世間一般では、信用が問題になるのは紙幣 (銀行券、信用貨幣のひとつ) であると考えられているが、預金通貨 (信用貨幣のひとつ) も同様である。しかし、その 2 種の信用貨幣における「信用」はまったく同一のものだと考えられているわけでもない。

貨幣における「信用」の意味するところについて論じる。

⁹ 山崎 [1936 年] pp.17-18. なお、引用文中に「預金を貨幣の一種と看做すことに對しては、今日も否認論者が多いであらう」とあるのは、山崎の執筆当時の研究者の話であるが、現在も、一般的にはこの 2 種の信用貨幣については、別物とを感じる人は少なくない。

2-1 信用貨幣以外の貨幣における信用

物品貨幣の渡し手は、受け取り手がいればよいだけである。基本的に素材の需要で決まり（渡し手の使用価値とは直接的に関係がないことに留意）、発行者は必要ない。ただし、物々交換との違いはあって、その次の取引に使用することを考えると、信用貨幣以上に次の取引（将来、その物品を入手したときと時間と空間が異なる）で使用する際の使用価値を考えておかねばならない。つまり、時間と空間の異なる2点間における価値の差のリスクを負っている。

そうだとすると、純粋な信用貨幣とは、もともとは貨幣としてはふさわしくなさそうな（物品貨幣のもつ素材的価値をもたない）ものでもよいわけで、「信用によって」「貨幣の役割を果たすもの」ということになる。

金属の貨幣は、広義には物品貨幣／商品貨幣ということになるが、卑金属や、含有量によっては貴金属貨幣も部分的には信用貨幣的な性格をもっているということになる（額面と貴金属塊に戻した価値との差は信用だと考えられる）。その場合、素材的価値との不足分は「信用」が補う（物品貨幣の場合も同じだが、特に保有期間が長期にわたる場合、計数貨幣でなく、^{しやうりやう}秤量貨幣はリスクがあることになる）。

「信用」は、その貨幣そのものの価値を信じるのではなく¹⁰、まずは、発行者を信じるということだろう（民族貨幣では生産者・搬入者だったりする）。つまり、信用貨幣は、本来の意味での物品貨幣（素材の価値と評価との差がほぼ無のもの）以外で貨幣の役割を果たすものであり、実際にはさまざまな民族貨幣も含む。

信用貨幣は、単純には発行者を信じることだと考えられようが、本当に発行者を信じているかという点、そうではない。一般的な民族貨幣は、発行者／生産・製造者が特定できないのが普通であるし、硬貨などで発行者がわかる場合も、発行者は外国にいて、かつ、同時代でないという例も多い（貨幣の価値が素材価値や需要に依らず、しかも発行者は今現在ここには存在しない）。

再び山崎覺次郎の見解を紹介する。

¹⁰ 価値額（貨幣の素材がもつ価値）が額面の金額より大きい場合（額面がその素材価値以下の場合は、モノの価値を信用していることになる）。

「『信用』は通俗的に云へば貸借で、今日最も多く貸借されるのは貨幣であり、『信用機関』と称せられるものは、要するに、貨幣の貸借を業とするものであるから、『信用』と云ふ語も貨幣に関係の深いものゝ一であらう。而して此語は非常に広く用ひられて居るが、少し注意して見ると、其組立に就て疑義が生ずる。如何なる典拠があるかは知らぬが、第一次の意義は、或人の性質、殊に徳義心又は才能を信じて之を『用』ひることであらう。此場合には、『用』の字が生きて居るが、『信用取引』、『信用機関』、『對物信用』などと云ふときには、『用』は何を意味するか。『用』は不用であつて、無くても差支ない。経済学に於ては Credit の譯語として用ひられるのであるが、英華字典は単に『信』と譯して居る。然るに、我國に於ては、二字でなければ成語にならぬと云ふ考が行はれるので、そこで『信用』を採用したのではなからうか。曩に引用した英和字彙は Credit の譯語として第一に『信用』を挙げて居る。〔略〕『信用』は単に文字の構造の都合から出来たものであるならば、他に一層適当な譯語が案出し得られたのではなからうか。

クレジットは支拂を後日に延期する取引とも解せられる。此場合には、『賒』と云ふ字が最もよく当て嵌まるので、先年松崎（藏之助）博士は之を用ひたことがある。併しながら、むづかし過ぎる為めであらうか、之に倣つた人はなかつたやうである。又近頃頻に Confidence in money と云ふやうなことが云はれ、佛國から金の流出するのは、フランに對するコンフィデンスが減じた為めだと云ふ如き場合である。此コンフィデンスは何と譯すべきであらうか。『信賴』と云ふ語も十分適切だとは云へない。曩に述べた如く、『信用』の『用』は全く刺身のツマのやうなものであるから、全然之を無視して、矢張『信用』と譯するのがよろしからう」¹¹

山崎は、信用の「用」を漢文の“置き字”のように考えているが、少し修正が必要である。信用の「用」の場合も意味はある¹²。

さて、「信じる」と「信用する」について補足しておく。credit は多義的な語

¹¹ 山崎 [1936年] pp.25-27

¹² 「信用」は、山崎も述べるように原義はあつて、日本国語大辞典では「信じて用いる」が原義であり、転用されて元の意味が薄れているということはあるが、意味がなくはない。「〔信用の〕『用』は不用であつて、無くても差支ない」とまではいえないだろう。

で（フランス語の *confiance* は心情的な「信じる」で *credit* は金銭的評価を内包する「信用」という使われ方をする）、*reputation* と絡む。功績を認めること、信望から生まれる評判とかのニュアンスがあり、「信用⇔評判」の相互作用のうえに成り立つ。*credit* は約束通り履行するというニュアンスで、*reputation* があれば「個の判断」は省略されうるといことであろうか。この2つの「信」は厳密には異なるようにも思われる（発行者に対しては「信用している」、システムについては「信じている」という違いがあるように考えられる）。

ちなみに欧米で貨幣の信用という場合、現金通貨も預金通貨も *credit* という語を用いるが、先の山崎の論考からもわかるように、かねてから貨幣そのものの信用でなく、貨幣を受け取るシステムのときは *confidence* を用いる¹³ことが多い。

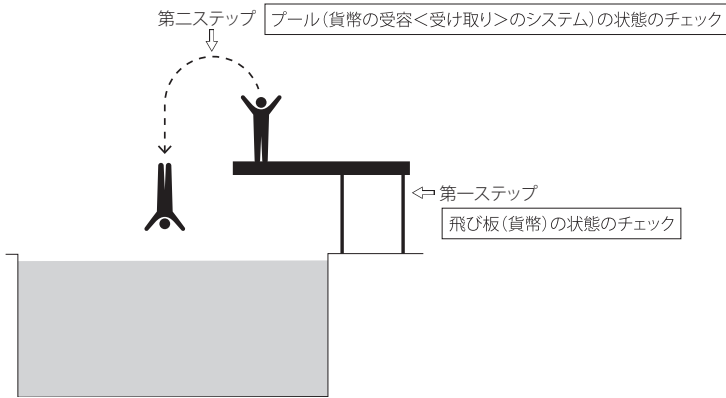
私は、信用貨幣および貨幣システムにおける「信用」の構造は2つのステップに分けられると理解する。

【第一ステップ】まず、人々は、発行者が約束を違えることはないであろうという点で貨幣を信じる。発行者への信用の段階である。後述するが、発行者によって強制的に通用させようという試みは、例えば貴金属貨幣の改鋳等でこの第一ステップの信用が揺らぐ懸念のある場合に用いられたりする。

【第二ステップ】他者も同様に発行者を評価しているということを確認し、貨幣への信用は強化される。次に、無意識か意識的かは別にして、信じる対象は変化し、不特定多数の受け取り手の存在（市場で比較的自由的取引に利用できるシステム）を確信するようになる。発行者への信用は重要ではなくなり（考慮する必要がなくなり）、システムそのものが正しく（正しいならば、そのシステムを利用できるということになる）、したがってシステムは揺るがないと確信的に信

¹³ 前掲の山崎の書籍は1936年の上梓であり、その内容や表記からは雑誌等への寄稿をまとめたものと思われるが、初出誌や発行年、執筆年は不明である。第一次世界大戦勃発でフランスは金本位制を止め、大量の紙幣発行を行い、フランは大幅に減価した。フランスは1928年に金本位制に復帰したが、1936年に再び離脱し、フランの下落が続いた。山崎は、そうした状況を記したものと思うが、貨幣に対する信用と、貨幣の受け渡しシステムへの信用を区別して論じてはいない。執筆時にはフランスは金本位制であり、*confidence* を減じたのは、厳密にはフランそのものというより、システムであったと考える。

図表3 貨幣および貨幣の受容システムの“板飛び込み”のアナロジー



※ 参加者は飛び板のチェックをするが、やがて慣れ等からチェックを怠るようになる。そして、板の異常に気づくと飛び込まなくなる

じることになる。

板飛び込みに譬えて説明する。人々は水泳するためプールに入る【図表3】。最初、飛び板からダイブするには板の安全性の点検は不可欠で、それが確認されて初めて入水する<第一ステップ>。何度も自分ないし他人が飛び込んで問題がないとなると、飛び込む前にいちいち板の確認はしなくなる<第二ステップ>。ただし、自分ないし他人が飛び板に不具合を感じるようになると、再度、入念にチェックし、飛び込みを中止するかもしれない。

飛び込まないでプールに入る多くの人々は板の安全性にはほとんど興味なく水に入る<第二ステップ。第一ステップは省略されている>。

この比喩では、第一ステップは貨幣への信用であり、第二ステップは貨幣の授受というシステムへの信用ということになる。

次に、この2つのステップの背景について検討する。

2-2 貨幣における“美人投票のアナロジー”のアナロジー

貨幣を信用するということの社会的な構図は、他人の行動を予測し自己の行動

を決定するという点で、ケインズの“美人投票のアナロジー”¹⁴と似る。以下、美人投票のアナロジーを整理しておく。

- ・株式市場で、プロは市場心理に影響が大きいような変化を読もうとする。プロどうしの知恵比べである。
- ・〔株式投資／株取引の構造は、当時の大衆紙によくあった〕100人の写真から美人6人を選ぶという懸賞と似る。自分の基準ではなく、他の応募者たちがよいと思うだろう美貌を選ばないといけない。そのことは応募者全員がわかっている。最高の美人の選択は、自らの意見〔第一段階〕や、平均的な意見〔第二段階〕では行われぬ。平均的な意見が平均的な意見はとなると期待するかを予測〔第三段階〕する〔もっと高次の段階で予測する者もいるとも述べるが、具体的にはよくわからない〕。

通常、引用はここまでで、美人投票のアナロジーの教訓は「だから市場は不確実性が増して、相場はどこに行くかわからない」と説明される。しかし、実際には市場参加者の予測をまったく裏切る結果にもならない。ケインズの意図とは多少異なるだろうが、予定調和に近い場合もあるとも考える。いずれにせよ“美人投票のアナロジー”の投票者のように考える人が多数となると、他人が「他人が信用する」のをみて信用するという仕儀になる。

ケインズは、続けて以下のようにも述べる。

- ・そういう流れに惑わされずに長期予測を行う優れたプロもいる。そういう人が影響力をもてば市場は変化する。しかし、そうした人が市場で優勢になることは難しい。社会的に最も有益な投資が最も儲かるというものでもない〔上記のような流れに乗るほうが収益は高い〕。

この部分も含めて、美人投票のアナロジーや社会の共同認識の考え方を貨幣とその受容のシステムに援用して考えてみる。

貨幣は共同幻想だといわれることもある。マルクスのいう「上部構造」¹⁵に相当するとも考えられるが、共同幻想くらのほうがわかりやすい¹⁶。吉本隆明は人間の観念を「自己幻想」「対幻想^{ついで}」「共同幻想」の3つの領域に分ける¹⁷が、

¹⁴ ケインズ [2008年] (原著: 1936年)

¹⁵ マルクス [1956年] (原著: 1859年)

ケインズが用いた株式市場のしくみに対する理解の3段階を彷彿とさせる。第一段階は明らかだろう。第二段階は吉本によると家族レベルということであるが、ケインズの場合は、個人が周辺の人の意見を予測するということだろう。第三段階は国家や社会ということになる。吉本は、共同幻想の段階では個人は幽霊になると述べているが、これは自己の意見を無とすることと考えられる。貨幣の信用でいえば、貨幣は信用の制度であるから、個の意見が無でよいというのは妙な印象を受けるかもしれない。例えば、発行者が自らの正当性や能力を信じていなくても自らを信じていないことを隠す。完全に隠さなくとも、参加者全員に知らなければよいということである。隠すというより、もはや自分が信じているかどうかは意味をなさないというほうが適切だろう。

2-3 思考経済の法則、同調、群衆心理

美人投票のアナロジーにはもうひとつ考えておきたい問題がある。ケインズ的前提は、市場は大勢のプロが参加しているという前提だが、参加者がごく限られた人数、例えば3人程度であればどうなるのだろうか。相場は方向性を失い、動かなくなってしまうだろう。流動性リスクである。貨幣が急に流通しなくなるひとつの原因は、おそらく、社会全体で似たことが起こっているのであろう。参加者が少ない場合、ある段階で急激に流動性が低くなるということは起こりやすい。

貨幣という社会的なシステムは、美人投票のアナロジーと類似の構造をしており、また、その構造が成立するにはシステムの参加者の一部がコアの部分を担当していればよい。しかし、信奉者が極端に減少した場合、貨幣のシステムは瓦解するかもしれない。

流通・交換可能性は、参加者の最後の砦（希望でなく、他力本願の期待）でもある。そう考えると、美人投票よりも後ろ向きの感も否めなくないが、トランプゲームのババ抜きに近く、ババ抜きのアナロジー¹⁸ といってよいかもしれない。ババをもっている、ゲームが続く限りババを次の参加者に渡せるチャンスがま

¹⁶ ただし、幻想という単語はユーフォリアを連想させるので、私は、自覚的である者も存在するという意味で共同「認知」という単語を使うようにしている。

¹⁷ 吉本 [2020年] (原著: 1968年)

だであるという一縷の望みがあり、美人投票のアナロジーのように参加者は途中でゲームから離脱しない（美人投票に参加する目的は投資のリターンを得ることであり、ゲームに参加し続ける必要はないが、ババ抜き¹⁸の目的はゲームに参加し続けることが重要である）。

美人投票のアナロジー／ババ抜きのアナロジーは、吉本隆明のいう共同幻想やマルクスのいう上部構造に擬えることができる。吉本は、共同幻想の段階では個人は幽霊になると述べた。貨幣はギミック（からくり）であるが、その構成者は、発行者も含めて自己の意見を無となすことができる。現在、貨幣とは何かという議論が進まない¹⁹と述べたが、その理由のひとつは貨幣が共同幻想／共同認知の産物であるからだ。

貨幣とそのシステムについては社会全体で思考経済¹⁹が働いていると考える。

ル・ボンは、群衆は自由ではなく、服従を望んでおり、物事を軽々と信じる傾向があると述べる。群衆は真実かどうかを吟味することなく、提示された（流布された）仮の説を真実とみなすわけだ。意識的な個性が消え失せて、あらゆる個人の感情や観念が、同一の方向に向けられる²⁰。

2-4 ギミックかトリックか

貨幣というシステムをギミックとトリックという観点で考えてみる。日本語でいえば「からくり」と「しかけ」で、それぞれ「（機械的な）絡繰^{からくり}」と「（手品の）トリック仕掛」を想像してもらえばよいかもしれない。共同幻想／共同認知は、小手先の

¹⁸ レイ[2019年](pp.118-119)もババ抜きを取り上げていて、意図がよくわからないが、「間抜け比べ」で「恥ずかしくて自分の教科書に書けない」と述べている。ババ抜きはゲームであって、ジョーカーを入れるのではなく、普通のカードを1枚抜いてもゲームは成立する。美人投票と類似の話をしているだけで、「スマート比べ」ならよいのだろうか。そもそもババ抜きを「間抜け比べ」と考えていること自体が間違いである。

¹⁹ 思考経済は、思考や理論を規制する約束事で、元来の意味とは少し異なるが、一般に「ある現象を説明する理論や法則が複数あるとき、単純なほうがよい」程度の意味で用いられることが多い。この経済は節約の意味だから、思考節減の法則や思考の単純化の法則と呼んだほうがよいかもしれない。

²⁰ ル・ボン[1993年](原著:1895年)。Gustave Le Bon(1841年-1931年)。フランスの心理学者。

トリックでは維持できない。ギミックだということだ。

一般には、貨幣の信用のメカニズムを理解しない人もいようが、理解の有無はシステム維持とは無関係で、メカニズムを理解していようがいまいが必要最小限のサポーターが存在すれば、システムは維持される。

2-5 貨幣における信用

まず、信用貨幣の特質をみるために、一般に信用貨幣ではないと考えられている貨幣、即ち物品貨幣／商品貨幣の「信用」について考えておきたい。

その前に物々交換を考える。一般にはそう考えられてはいないが、物々交換も贈与と同じく、実は信用が介在しなければ成り立ち難い。

取引が市場化され、貨幣的な物品が介在するようになれば、物品の品質等の瑕疵の問題は軽減されたということになる。貨幣が取引を完了させやすくすることが窺われる。

物品貨幣の価値の背景は「そのモノの価値」だが、使用価値ばかりでなく、他者が認知するであろう価値を考慮している可能性はある。実は「他者が認めるであろう価値を斟酌する」かどうか「物々交換のモノ」と「物品貨幣」を分けているともいえる。社会の他の構成員がシステムを信用しているかどうかを斟酌（思料）しているわけだ。なお、別のモノを入手すべく、手に入れた物品貨幣を他者に手交しようとして拒絶されたら、満足度は低くなるかもしれないけれども、自家消費にまわせばよい。物品貨幣は、最低価値＝使用価値であり、時間の経過とともに劣化（経“時”劣化）するものでなければ、価値の変動は小さい。経時劣化が大きいものでも、自家消費が可能なモノは、物々交換を行ったのだと事後的に思えばよい。

商品貨幣を受領する背景も実は信用であり、その信用が果たされなかった場合には、モノとして自家消費すればよいはずであるが、物品貨幣でなく、商品として成り立っている。その分、使用時の価値や満足度が物品貨幣に劣るかもしれないが、そのモノは商品貨幣として他者に受領してもらえる可能性は大きくなる²¹。

²¹ 物品貨幣や商品貨幣を使用する際の満足度と貨幣としての受容性との関係性は不確定である（これまでの議論からは相関はないことになると思う）。

これは商品貨幣が物品貨幣と信用貨幣の間に位置していることを示しているよう。

物品貨幣や商品貨幣と、信用貨幣は不連続で、それらの間には断絶が存在しているように思われている。しかし、それらは信用というフィルターを通してみれば、濃淡^{グラデーション}があるだけでも思われる。ただし、その信用は、発行者に対するものであるといった単純な話ではない。

総じていえば、信用貨幣の信用は、受領者が①「発行者」を、②「その貨幣・紙幣そのものが保証されていること」を、③「その貨幣・紙幣の受領者が自分以外にかなり存在すること」を信じているということだ。例えば、可能性でいえば、法定通貨は①②③であり、地域通貨は①と③であり（状況によってケースバイケースだが、③のみかもしれない）、外国通貨は主として③であり（例えば、外国の法定通貨は日本では保証はされないから②は該当しない。①も心理的には考えられなくもないが、論理的には当てはまらないであろう）、民族貨幣は突き詰めれば③であろうということになる。

また、少しくどいけれども、何を信じているのかということに関しては、これまでみてきたように、択一的というものではなく、むしろ境界は不明瞭で、ここにもグラデーションがある。この「信用のグラデーション」は、信用度が絶対的なものではなく、あいまいであれば、「(ゲームには参加しておいて)使えるうちに使ってしまう」誘因になるということかもしれない。この場合、信用度が低いからこそ、当該貨幣の流通速度は上昇する。地域通貨が使用される理由のひとつである。

本来は物品貨幣／商品貨幣だろうが信用貨幣だろうが、信用という視点で眺めれば、同一のフィールドで論じることはできよう。貨幣、就中、信用貨幣について、「誰が貨幣の何を信じているのか」を整理してまとめておく【図表4】。

ここで暫定的にでも信用貨幣の現代的な定義を試みたい。信用貨幣とは、簡単には前記の①や②③といった何かを信じることで成立する貨幣（交換の媒介）ともなろう。ただ、何か^{何か}が明確でなければ、概念としては脆弱である。

信用貨幣の「信用」に共通するのは流通・交換可能性である。信用貨幣は「次なる受け取り手がいることを信じることを」を拠り所としており、信用貨幣とは、そうした信用を有していると解される貨幣（貨幣の役割を果たすもの）をいう（物品貨幣であっても信用貨幣的性格を一部担うこともある）と理解できる。

ここで今後の検討課題について付しておきたい。本当に信用がある貨幣は退蔵されることになる。複数の通貨が並行して流通しているとき、信用度が低い通貨が選択的に流通する。

ゲゼル²²の考えた自由貨幣は、貨幣以外のすべての財／商品と同様に、時間と

図表 4 信用と信用貨幣<まとめ>

<p>【物々交換と物品貨幣（≒商品貨幣）の関係】</p>
<p>信用貨幣ではない貨幣≠いわゆる物品貨幣 広義の物品貨幣： ① 物々交換されるモノ（使用価値あり）：素材の需要 ② 物々交換されないモノ（使用価値なし）：威信の象徴 ・①は本来の意味での物品貨幣（素材の価値と評価との差がほぼ無のもの）で、②は素材の価値と評価との差が大きく乖離している。 ・売る（交換する）ためのモノを商品と呼ぶなら、②を起源とする貨幣は、①と区別して、商品貨幣と呼ぶことができよう。</p>
<p>【信用の類語】</p>
<p>信用：信じること。信じて用いること 信頼：「信用⇔評判の相互作用」があって信じること （信託：信用貨幣の信用とは無関係） ・経済用語としての「信用」は債権債務関係（過去の履行の実績をベースにした将来予測）に裏打ちされている。 ・どちらが先かは不確かだが、「信用」と「評判」は相互依存の関係にある。 ・ドル紙幣の「IN GOD WE TRUST」の trust（信頼、信託）は credit や believe で置き換えられない（貨幣の信用とは無関係な標語）。</p>
<p>【2つの信用貨幣】</p>
<p>「信用貨幣」には2つの意味：紙幣（素材価値のないもの）。銀行預金 ① 銀行券（中央銀行その他が発行。銀行貨幣など。素材価値がない） (①') その他、手形など（商業貨幣など） ② 預金通貨（抽象的概念） ・いずれも、債務の支払がなされることを信じることで成り立っている。 ・①はいわゆる紙幣だが、①'のように、さまざまなバリエーションがある。 ・①→②は、「商業手形（裏書譲渡）→銀行券→預金通貨」と、その発生順に理解することもできる。</p>

²² ゲゼル [2021年]（原著：1916年、1920年ほか）。Silvio Gesell（1862年-1930年）。ドイツの実業家・思想家。減価する通貨である自由貨幣（Freigeid）を提唱した。ケインズは『一般理論』でゲゼルの思想について「将来の人々はマルクスの精神よりもゲゼルの精神からより多くのものを学ぶであろう」と述べている。

【信用貨幣の特徴】

信用貨幣は皆が「信じる」ことで「(貨幣の) 役割を果たす」

- ・信用貨幣は信用されなくなれば、貨幣ではなくなる(システムが瓦解する)。
- ・「ほとんど素材の使用価値をもたないもの」から「素材以上の価値を有するもの」までである(素材の価値と流通の際の価値と相違がある)。
- ・もともとは貨幣としてはふさわしくなさそうなものから組成されることが多い。
- ・本来の意味での物品貨幣以外で、貨幣の役割を果たす(素材の価値と評価との乖離が大きい)。
- ・信用貨幣が物品貨幣以外の貨幣(代用貨幣も含む。実は代用貨幣の効果は貨幣と何ら変わるところがない)のことだとすると、物品貨幣の素材価値(厳密には製造コストではなく、元の素材に戻した後の価値であろう)を除く部分も該当する。
- ・通常、いわゆる地域通貨などは信用貨幣とは呼ばれないが、これらも信用の上に成り立っている。
- ・〔法や権力による〕強制通用力は信用貨幣の必要条件ではない。

【信じる主体】

自ら(利用者たる自分)

- ・背景には「自分と他者」、さらには(自分が信じていなくても)「他者・組織・社会(制度・習慣)」が信じていればよい。
- ・一般受容性は利用者の視点でとらえたものであるが、制度設計者・発行者の立場からすると、一般(general)受容性は不完全なものでもよく(普遍的でなくともよく)、社会的に仕掛けを成立させてくれる協力者が一定程度いればよい。

【信じる対象・根拠】

広義の物品貨幣:

信用対象:いわゆる信用貨幣に限らない。広義の物品貨幣も同様。

- ① モノ(含有物の質と量。モノではなく、貨幣の生産者の信用が代替する場合は②に含まれる)
- ② 発行者(生産者・外部からの搬入者も含む)
- ③ 流通・交換可能性(①と②を信じていなくても、次なる受け取り手がいることが信用<予期>されればよい)
 - ・「美人投票のアナロジー」と似ている。
 - ・③が維持されない場合、①と②への信用は無意味となる。

ともに劣化(減価)するしくみで、劣化する貨幣は貨幣の流通を活性化させる(交換を促進する)とゲゼルは考えた。法定通貨であるマルクの並行通貨ではなく、マルクを廃止してそれに置き換わる通貨として考案されたものであったが、1930年代に隆盛となる地域通貨²³のモデルとして使われた。また、江戸時代の藩札は、近現代の地域通貨とは異なるものの、地域通貨としての性格を有している。これらの地域通貨や藩札についても信用の観点から考察したいと考えている。

2-6 信用の委縮

信用貨幣および貨幣の授受システムにおける信用の醸成の逆の過程についても述べておきたい。信用の醸成の2つのステップの構造を板飛び込みで譬えたが、その続き、または、逆の過程である。本論文では、信用創造という単語をなるべく避けたかったので信用「醸成」という単語を用いた。それは信用創造が金融論の用語であることと、スピードにかかわらず漸進的に作り上げられるという意味を含ませたかったことによる。その逆の、スピードとは無関係ながら次第に剥落していく（逡減する）過程についての単語はなかなか思い浮かばなかった。信用収縮だと、crunchだから短時間になってしまうし、金融論で用いる意味に勘違いされかねない。ここでは、結果的には短時間で起ころうとも、とりあえず時間の概念に無関係な単語を用いたかったので、仮ではあるが、「萎縮」という単語を用いることにする。

飛び板への不信があれば、人々は飛び込まない。それ以外に、飛び板、また、プールを皆が使っているさなかでも、飛び込む人がいなくなれば違和感を覚えてプールから出る人が現れ、その行動は多くの人に伝播するかもしれない。人々がプールから出るきっかけは、プールの構造、水質の変化への猜疑であったり、飛び込む人がなくなった、多くの人々がプールから出たということ等々、自らの安全性と直接に関係があるかどうかにかかわらない。それを見て、飛び込んで水に入っていた人もプールを使わなくなる。

信用醸成の第二ステップへの懐疑は、「次なる受け取り手」の不存在への懸念から生じるばかりではない。預金通貨の場合は、受け取り手の有無とは直接的には関係なく、特定銀行の安全性、長短の金融等の貨幣以外の市場への懐疑といった何でもが契機となり得る。預金保険は人々のパニックを静かなるパニックに抑

²³ 地域通貨の詳細についてはここでは省略する。Hayashi, Yasushi and Utashiro, Tetsuya [2020] 参照。

藩札は、信用度において幕府貨に劣後し、その価値は低減し続け、もちろん意図はしていなかったであろうが、結果的に現在の地域通貨的な役割を担うことになり、藩の経済がデフレ化する傾向を解消する方向で働いた。改めて「貨幣の存在は、その本質に先立つ」「貨幣は最初から存在するものではなく、貨幣になるのだ」と思わせる。

えることが期待できるが、必ずしも効果は不明である。

信用委縮は、信用の醸成の2つのステップのいずれでも生じる。第一ステップの崩壊が第二ステップの崩壊につながることもあれば、先に第二ステップの崩壊が起こることがある【図表5】。

図表5 「信用」委縮の起こる構造

信用醸成の【第二ステップ】への懐疑は、「次なる受け取り手」の不存在への懸念から生じる。



信用醸成の【第一ステップ】に遡って、貨幣（就中、紙幣）の信用を問うことになる。

または、信用醸成の【第一ステップ】に遡ることなく、貨幣システムの信用を問い直すこともある。

※ 預金通貨の場合は、「次なる受け取り手」の不存在への懸念ではなく、特定の銀行の預金の安全性や貨幣以外の市場への懐疑等が契機となることがある

3. 信用と強制通用力

一般に、強制通用力があるから貨幣は輾転流通すると考える人は少なくない。法貨が受け取りを拒否されることはないと思然と考えているのである。強制通用力に関しては、一般的概念と現実には齟齬がある。契約自由の原則はそれが明文文化されていない時代にも民法上の原則であると解されていたから、近代的貨幣制度に移行して150年の間に貨幣についての概念に変遷があったとはいえ、長らく誤解されてきたということだろう。

3-1. 強制通用力とその背景

強制通用力は貨幣の受け取りを何らかの権力や法律で強制するもので、金銭債務の弁済手段として用いることができる法的効力をいい、「強制通用力が付与された法定通貨による債務弁済を拒否することは原則的にはできない」と一般的には解されている²⁴。

学説では、強制通用力と法定通用力は違う概念とされることがあり、その場合

は、法定通用力は「金銭債務の弁済として受領を強制されること」で、強制通用力は「兌換義務の停止された紙幣について、その通用が法律によって強制されること」である²⁵。つまり、強制通用力とは不換紙幣に付与された兌換紙幣と同等の通用力のことである。

しかし、この語は時代とともに概念が変化しており、ありていにいえば、「強制通用力は何人にも何物をも強制しない」と考えるのが妥当である²⁶。つまり、法貨の通用力は契約自由の原則に劣後し、実際には、受け取りを義務づけるような通用力は法貨にもない。

強制通用力をめぐる混乱は、歴史的な経緯も原因であろう。新貨条例から一世紀半の間にも制度や概念はさまざまに変化している。

法貨は決済手段として他のものに優先する。本位貨幣は無制限法貨だった。本位貨幣はもともと硬貨で、紙幣や補助貨幣は本位貨幣と同じ効力があるという意味で法定なのだった。しかし、貴金属が本位貨幣でなくなると、硬貨が補助貨幣

²⁴ 日本銀行法第46条2項には、日本銀行券は「法貨として無制限に通用する」とあるだけで、強制や強行という単語は出てこない。硬貨に関しては、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第7条に「額面価格の20倍までを限り、法貨として通用」とある。

²⁵ 森田 [1997年] pp.33-39.

²⁶ 例えば、レストラン等が「地域通貨や電子的な決済でのみ取引する」と明示しており、客がそれを理解しながら飲食をした場合、私法上の大原則「契約自由の原則（個人の契約は当事者の自由な意思による）」によって、店側は現金での支払いを拒否できる。店側は売買契約でなく、交換契約を結ぼうとし、客はそれを承知で財サを受け取ったと考えられるからだ。契約自由の原則は、2017年の民法改正により明文化された（現行民法第521条「1 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。2 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる」）が、改正以前も明文化されてはいなかったものの、理念的に民法の基本原則となっていた。原則には例外があり、むしろ例外のほうが重要であるが、ここでの例外は強行規定に反しないことなどである。

この原則は、近代化になって「身分社会から契約社会」への移行が明白になるにつれて広く認められるようになったと思われる。

一般に、法貨は強制通用力をもつと認識されているが、強制通用力は普通の（非法律用語の）「強制」という語が冠されているだけである（強制通用をあいまいな認識のまま強行規定と勘違いしている人が多いのかもしれない）。

となり、硬貨と紙幣の位置づけが逆転し、妙なことになった。21枚めからは法貨としての効力ももたなくなった。つまり、強制通用力は、「無制限に」受け取らないといけないという意味ではあったが、歴史的には、本位貨幣に劣後する紙幣に関して「本位貨幣と同じく」扱えということだったのである。それが高額貨幣による受け渡しの便宜や計数の時間的効果を優先した結果、枚数制限になったと思われる（現在では、技術的には20枚を超えて多量であっても計数を制限する必要はない。面白いことに、私たちは、同じく貨幣であっても硬貨については「量」として認識することがあるが、紙幣に関しては廃棄された元紙幣というような場合を除くと、量として認識はしない）。

元来の強制通用力の意味がもうひとつ考えられる。福沢諭吉は『西洋事情』で私立の銀座（銀行）手形（銀行券）の通用は人々が欲しければ「強テ用ユルヲ得ス」、政府立の銀行券は「然ラス、全ク現金〔本位貨幣〕ト同様ニテ国内ノ人民其通用ヲ拒ムコトヲ得ス」と述べている。つまり、福沢のいう強制通用力は、官・民の銀行券の効力の違いを説明したものである。なお、『西洋事情』が執筆されたのは新貨条例よりも前である。

少なくとも現行制度では、強制通用力は、実際には受け取り等の何かの行為を絶対的に強制するというものではなく、法律上通用効力を有するという意味しかないから、「法定通用力」とでも呼ぶほかない。ただし、「法定」という言葉は、「法の定めに従って」という当たり前のことを述べているにすぎず、何らかの特別な効果があることを意味しない。

強制通用力とは法律の範囲内で「無制限」に決済に用いることができるというほどの意味であって、それは裁判になった場合、決済が終わっているかどうかというときに問題となるだけで、必ずしも「法貨であれば、対価として枚数の制限なく受け取らなければならない」ことを意味しないと考えるのが妥当であろう。日本銀行法の日本銀行券が「法貨として無制限に通用する」というのも、「その決済性が疑われることはない」と理解してよい。貨幣のもつ強制通用力の意義は決済を終わらせて取引関係を安定的に決着させるためだということである。

3-2 信用と貨幣固定説

クナップが唱えた貨幣固定説²⁷は、貨幣の根本は国家にあるという考え方である。貨幣の価値は素材ではなく（貨幣は物品貨幣から始まったのではなく）、国家による強制通用力の付与に求められるという。もちろん、貨幣の起源を歴史的に考察したものではなく、理論上の考え方である²⁸。ドイツでは、政府が独占し得る権利（高権 Hoheit）という観念が根強いが、通貨発行権はそのひとつだと考えられる。

クナップの説は表券主義とも呼ばれるが、当時は金本位制であり、金属主義が主流だった。流通する理由や背景が素材にあるのではない（素材にある場合もある）という点はよいとして、何を信じるかという点で間違ったと考える。受容性は、発行者への信頼の場合もあれば、そうでない場合もある。これまで議論したように、強制通用力は流通のための決定的な条件ではない。強制通用力は、信用を強化しているが、“強化”しているだけであるともいえる。受容性がないなら、強制通用力は画餅である。

3-3 強制と法定の意味

貨幣の価値は国家による強制通用力の付与にあると考える貨幣固定説も、人間の心理を介在させないと成り立たないものとする。

そういった群衆心理には、いわゆる「強制通用力」はそもそも権威を暗示させる単語であるから、貨幣システムにフィードバック／反射されやすい。

システムとしては、“強制通用力”が正しいかどうかよりも、隣の隣の隣の…隣人がそれを信用しているらしいということが重要なのである。貨幣固定説も、それを信奉する者が増えることで強化される。

さて、ジャン・ボダン²⁹は貨幣数量説の嚆矢として知られるが、貨幣固定説の

²⁷ クナップ [2022年]（原著：1905年）、Georg Friedrich Knapp（1842年-1926年）、ドイツの経済学者。

²⁸ 貨幣の起源を論じたものではなく、貨幣の本質は起源とは別であるということになる。

²⁹ Jean Bodin（1530年-1596年）、フランスの経済学者、法学者。高物価の原因は金銀の豊富さにあると考え、貨幣数量説を唱えた。

先駆でもある。「ボダンの理論によって、中世の時代、貨幣に価値を与えるのは政府の行為であるという迷信が生まれ」「この『valor impositus（君主により決定された価値）』というドグマは、主に法律上のドグマに受けつがれ、それはよりわずかな貴金属の量を含んでいる鑄貨に、同一の価値を付与しようとする『君主たちのいつも変わらぬむなし無駄な試み』を、ある程度正当化する根拠となった。20世紀の初め、この中世的ドグマはドイツのクナップによって復活させられた」³⁰

「強制」という語が強制執行³¹などを連想させるという、ただ何となく似た語感であるため、強制執行などの語感と緬いませになって、一般に強制＝強行のイメージがあるのではなかろうか。

さて、強制通用力は、現在、「日本銀行券を提供すればその金額だけ金銭債務弁済の効力が認められる」とか「租税債務も日本銀行券の納付により消滅する」といった法的効果があるというくらいの意味はもっている。

日本では一般的に通貨を強制的に受け取らせることを強制通用力と考えているが、本来、強制通用力は“cours forcé”（兌換義務が停止された銀行券も法律により通用力をもつとする効力）で、法定通用力は“cours légal”（金銭債務の弁済として受領が強制される効力）である³²。

強制通用力は、信用力を補強するためのギミックないしトリックだと考えると、似た効果をもつくみは歴史上いろいろと存在する。例えば、藩札（大名札）

³⁰ 中野 [2016年] p.242. ボダンは貨幣固定説の先駆であるとともに、国王の貨幣鑄造権を制限するプリコミットメント理論も展開した。法学でいうプリコミットメント理論は、経済学等を中心に個人の行動戦略として発展した記述的・分析的道具を憲法学へ応用しようとするもので、英米では1990年代以降、constitutional economicsという学問・研究の枠で語られてきた。

中野は、君主主権論における国王の貨幣鑄造権に関するジャン・ボダンの考えを取り上げ、国王の貨幣鑄造権の自己制約を論じる（貨幣鑄造権が国王の専権であることを認めつつも貨幣鑄造権の濫用を控えることを説いている）。

³¹ 確かに、強制執行においては、日本銀行券を交付することにより強制執行がなされたと扱われる。

³² 中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会 [2004年] p.53 脚注 248

は大名と札元たる商人の2つの信用を合わせることで信用を補強したと考えられるし、貴金属のコインが例えば粘土板などの貨幣よりのちの時代に登場する（つまり、メソポタミアの粘土板は一般に言われるような代用貨幣ではないということだ）のは、信用力の強化（権力の象徴の誇示）のためだったのかもしれない。信用力の補強が成功するかどうかは、信用力以外の要因、また、他の選択肢との関係にもよる。満州国の軍票のように、国家が崩壊して後も通用することもある。それは強制通用力は貨幣が通用する決定的要因でないこと、また、強制通用力が付与されていなくても次なる受け取り手の存在が信じられれば通用することを示している。

清代になってタカラガイが通用しなくなったのは、タカラガイが信用を失ったのではなく、供給が途絶えたからだといわれるが、それをきっかけに人々はタカラガイという貨幣を放擲する。信用のシステムが成り立たなくなるきっかけは信用だけではなく、さまざまに多様な理由があつて、原因の特定は容易ではない。

おわりに

貨幣と信用の関係については、一般に信用貨幣は素材の使用価値がないため、それを信用が補っていると考えられる。信用貨幣の信用の概念をどのように考えるかの問題ではあるが、信用貨幣の信用は発行者等に対する信用ではなく、畢竟、次なる受け取り手がいることを信用するというにすぎない。次なる受け取り手の存在が脆弱な場合、急速に貨幣は通用しなくなる。しかし、それはいわゆる信用貨幣に限ったことではなく、信用の委縮が軽度であったとしても物品貨幣／商品貨幣でも同様のことが考えられる。

ギリシャ時代から、貨幣は簡便性つまり交換の促進のために登場したと考えられてきた。しかし、物品貨幣／商品貨幣においても信用なくしては通用しないことを考えると俄かには妥当だとはいえない説である。

おそらく貨幣の誕生は、人類史のなかで言語よりは後であろうが、文字よりも後とは限らない。

本論文では、貨幣における信用とは何かを考察してきた。現在、その問題を考

える好個の材料のひとつが江戸時代の藩札であると考えている。藩札は、欧州で信用貨幣が生まれる前に、日本各地で使われていた。その意味では、世界で最初に普遍的に流通した信用貨幣と考えてもよい。藩札も地域通貨の一種であるが、藩札や地域通貨は、特に並行通貨である場合、発行者の信用度が低いからこそ流通するとも考えられる（もちろん、次なる受け取り手が想定されてはいる）。

本論で貨幣における信用について論じたが、既存の概念の影響に縛られることを避けたいがために、あえて現在の“信用貨幣”の概念の確認をしないで論述した。ここまでの論考の後に、商業手形／商業貨幣、兌換（銀行）券、預金通貨といった信用貨幣の概念の検討を行いたかったが、紙幅が尽きた。今後、それらの論考と併せて、洋の東西を問わず、藩札やトークン、地域通貨、民族貨幣等々に具体的に現われる信用の諸相をみてみることにしたい。

【参考文献】

- 上田信 [2016年]『タカラガイの文明史』筑摩書房
- 歌代哲也・林康史 [2019年]「アーヴィング・フィッシャーのスタンプ紙幣（補完通貨）の意義」立正大学経済学会『経済学季報』（第68巻第2・3号）2019年1月 pp.39-119
- ゲオルク・フリードリヒ・クナップ [2022年]『貨幣の国家理論』日経BP 日本経済新聞出版（原著：1905年）
- ジョン・メイナード・ケインズ [2008年]『雇用、利子および貨幣の一般理論（上・下）』岩波書店（原著：1936年）
- シルビオ・ゲゼル [2021年]『自由地と自由貨幣による自然的経済秩序 改訂版』ばる出版（原著：1916年）
- 中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会 [2004年]「中央銀行と通貨発行を巡る法制度についての研究会 報告書」『金融研究』日本銀行金融研究所 2004年8月
- 中野雅紀 [2016年]「ジャン・ボダンの国家の貨幣鑄造権といわゆる“プリコミットメント”理論について」林康史編『貨幣と通貨の法文化』国際書院
- 西部忠 [2014年]『貨幣という謎』NHK出版
- 林康史「貨幣探訪」『国際金融』外国為替貿易研究会（1359号-1384号）2022年8月-2024年9月

- 「貨幣を歩く」『企業会計』中央経済社（第73巻1号-第75巻12号）2021年1月-2023年12月
- ・編著 [2016年]『貨幣と通貨の法文化』国際書院
- ・歌代哲也 (Hayashi, Yasushi and Utashiro, Tetsuya) (2020/3) “An Examination of the Complementary Currencies Past and Present” *The Risho international journal of academic research in culture and society* 3, pp.93-117
- ・木下直俊 [2012年]「エクアドルのドル化政策——現状と今後の課題」立正大学経済学会『経済学季報』（第61巻第3・4号）2012年3月 pp.145-171
- フリードリヒ・ハイエク [2020年]『貨幣発行自由化論 改訂版』日経BP（原著：1976年）
- カール・マルクス [1956年]『経済学批判』岩波書店（原著：1859年）
- 森田宏樹 [1997年]「電子マネーの法的構成（4）」NBL622号 pp.33-39.
- 山崎覺次郎 [1936年]「貨幣に関する若干の用語」『貨幣瑣話』有斐閣
- 吉本隆明 [2020年]『改訂新版 共同幻想論』KADOKAWA（原著：1968年）
- ギュスターヴ・ル・ボン [1993年]『群衆心理』講談社（原著：1895年）
- L・ランダル・レイ [2019年]『MMT 現代貨幣理論入門』東洋経済新報社（原著：2015年）